

平成 28 年度第 4 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会  
労働者安全衛生対策部会

日時 平成 29 年 1 月 24 日(火)  
13 時 30 分～15 時 40 分  
場所 自治会館 3 階 大会議室

○事務局

それでは、ただ今から「平成 28 年度第 4 回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会」を開催いたします。

本日の出席者につきましては、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは議事に移ります。ここからは部会長である危機管理部政策監の五十嵐が進行をいたします。お願いいたします。

——議 事——

労働環境改善の取組状況について

- (1) 労働環境改善の進捗について
- (2) 作業員アンケートの結果について
- (3) 作業員の健康管理について
- (4) 構内専用車両整備状況について

○議長

皆さん、こんにちは。危機管理部の五十嵐でございます。本日はお忙しい中、また、お足元の悪い中御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には本県の復興・創生に関しまして各方面から御尽力、御協力をいただいております、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日でございますが、前回部会以降の労働環境改善の進捗状況、昨年 12 月末に公表されました第 7 回作業員アンケートの結果、昨年 9 月の第 2 回部会において説明を受けました作業員の健康管理に関しまして、健康診断に関する管理状況の取りまとめ結果が東京電力から厚生労働省に報告されておりますので、その内容について確認をいたします。また、前回部会において再度確認することとしておりました構内専用車両整備等につきまして説明を受けたいと思っております。最後に、報告事項としまして、福島労働局から先月公表されました作業従事者の甲状腺がんの労災認定について説明を受けることとしております。皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは早速議事に移りたいと思います。本日の議事であります労働環境改善の取組状況について、はじめに労働環境改善の進捗、作業員アンケートの結果、作業員の健康管理、資料1から3に基づきまして、東京電力から30分程度で御説明をお願いします。

#### ○東京電力ホールディングス

福島第一廃炉推進カンパニー労働環境改善グループの大矢と申します。よろしくお願ひします。私のほうから資料1の進捗の状況と資料2のアンケートの結果の御報告を差し上げたいと思います。

まず、資料1をご覧になっていただきたいと思います。「労働環境改善のスケジュール」というところがございます。毎回部会の中で報告をしており、12月の部会でも報告をしておりますが、進捗した項目を中心に御報告を差し上げたいと思います。

表の面、赤くなっているところが12月に進捗したところの内容でございます。3番の長期健康管理の実施というところがございます。まず、毎年実施をしています2016年の社員への甲状腺の超音波検査ということで、福島第一で実施しております。若干、福島第二のほうが遅れておりました、12月中には終わっておりますので、1月の線表になりますと、実績というところにこれが移っているということになります。4番の継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化というところがございます。これもルーチンでやっております。福島第一の救急医療室、1月から3月の勤務医の調整が終わっております。また、4月以降につきましては2月から調整に入るという段階でございます。

裏面のほうに移っていただきまして、5番の作業員の確保状況というところがございます。これも毎月、各元請企業に当社から作業員の確保状況ということで依頼を出しております。確保状況ということで、2月、3月というところの部分、確保の確認をしております。各企業からは、短期での確保の状況ということで確保しているという報告をいただいているところがございます。

その下6のところ、労働環境・生活環境のところでございますが、後ほど御説明をします第7回のアンケート結果等のまとめということで、12月22日、中長期ロードマップの公表にあわせて結果の公表もしております。毎月行っております各協力企業、主要協力企業との意見交換というのも今月末、予定通り実施をされるというところがございます。

一番下のところ、道路整備の実施というところで、最終的にJ1～J4エリアの道路整備の舗装工事が最後まで残っているところになりますが、若干工事期間を延長しているところがございます。資料1については以上でございます。

それでは、続きまして、アンケートの結果、資料2を見ていただきたいと思います。ご覧のとおりかなりボリュームがございますので、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思います。当部会の中でもこれまで説明している項目がございますので、その辺を中心に説明をしたいと思います。

内容を申し上げますと、1ページ目は各取組の全体的な評価の概要・傾向というところがございます。その中で、作業員の方の評価をいただいている内容で、満足の割合が

8割に満たない項目というのが2つありますので、その辺をちょっと詳しく説明させていただきたいと思います。また、昨年3月から開始しました防護装備の適正化につきまして、作業員の方の評価をいただいておりますので、その辺の効果の内容、あと、放射線に対する不安、全般的な不安についてというところ、一番最後に福島労働局様とも共有させていただいております就労実態に関する内容というところで、今回は全体のアンケートの結果にあわせて、追跡調査、実態調査になりますけれども、それも並行して実施をして公表しておりますので、不適切な就労実態を疑わせる回答についても、その辺の結果をあわせて報告をさせていただきたいと思います。以上、ポイントを絞って説明をしたいと思います。

まず、1ページ目をご覧ください。右上のところ、アンケートの実施方法ということで少し網掛けになっているところがございます。今回、期間としては8月26日から10月6日というところで実施しております。回答者数6,182名、配布の数が6,975部配布しましたので、回収率が88.6%ということで、昨年が86.4%だったので2ポイントほど率は上がっているというところがございます。

下のところを見ていただきまして、問1のところ、これまで実施してきた取組に対する評価ということでこれまでも実施している各項目を載せてありますが、例えば、作業エリアの線量低減であったり、あとは7番、コンビニエンスストアの開店というところ、9割、100%に近いぐらいの評価をいただいていると。全般的にだいたい90%ぐらいの多くの作業員の方に評価をいただいているというような傾向でございました。

問2から9、その横になりますが、これについては現在の労働環境の評価、「良い」「まあ良い」というふうな割合をグラフにしているような内容でございます。この各項目につきましては、今回7回目のアンケートになりますが、定点的にずっと変化を見ているというところがございます。全体的には改善の傾向というところですが、若干、微妙に前回から満足度合いが減っていたりとか、満足の度合いが8割に満たない内容というところもございます。例えば、問3の入退域管理施設の移動のしやすさ65.3%、問5のほうは休憩所の使いやすさ74%ということで、この辺はこのあと報告を差し上げたいと思います。この他の項目につきましても、やはり不満の理由というのが次のページから載せてございます。これにつきましては、この中に特に対策を載せてございませんが、所管する各部署に改善について努めていただくということで依頼をして連携をしているところがございます。

それでは、ページを進んでいただきまして6ページをお願いいたします。問3のところ、入退域管理施設までの移動のしやすさというところ。こちらについて「あまり移動しやすくない」「移動しにくい」というのが約35%の方の御意見がございました。その下のところ、やはり一番多い理由が構外の駐車場が足りないということです。駐車場につきましては、その横になりますけれども、去年の11月時点で構外に約650台の駐車が可能になっています。今後もその辺は順次拡大をしまして、今年の11月までには約860台の駐車スペースを広げる対策をしていきたいと考えております。その下のところ。バス停からの歩道に雨が吹き込むという意見もございました。これについま

しては、今、屋根のある仮設の通路を設置しておりますけれども、これも今年の夏をめどに雨の吹込みを考慮して本設化というような工事を今進めているところでございます。

次のページにいきまして、問5 休憩所の利便性というところでございます。こちらについても満足度が8割にっておりません。「あまり使いやすくない」「使いにくい」という回答も25%ございました。やはり一番下のところ、多いのが狭いというような回答でございます。休憩所の拡張については、これまで合わせて約1,300人分のスペースを確保しております。作業員の方に個別に意見を聞きますと、横になりたいというふうな観点でちょっと狭いという御意見が多いというところになります。1人あたり1.5㎡の計算でやっておりますので、その辺の部分でやはり狭さをちょっと感じてしまっているのかなというところがございます。休憩所につきましては、今、構内に点在している休憩所を事務本館及び構内の西側、入口あたりに集中化をして、作業環境面や管理面でのさらなる改善ということで図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、防護装備の適正化というところで、11ページを見ていただきたいと思えます。問12になります。これにつきましては昨年の3月に防護装備適正化、GゾーンとYゾーンというところで、装備に伴っての区分けをしたという内容でございます。結果を見ますと、「改善された」「少し改善された」というところで評価をいただいているのが8割弱です。悪くなったというところを見ますと3%程度というところで、非常に作業員の方から評価をいただいている内容なのかなというところがございます。こちらにつきましてもいっそう現場のクリーン化を進めて作業効率に加えて安全性も向上させていくということで、放射線部門と連携をしながら実施をしていきたいと考えております。

続いて13ページ、放射線による不安というところに行きたいと思えます。これにつきましては、今回初めて単独で聞いた内容でございます。「不安がある」「ない」というところで、「ない」という方が約7割、「多少ある」「ある」「大いにある」という方が3割となっております。どのような不安かというところを見ますと、顔の露出している部分が汚染しそうというのが一番多くて57%というところがございます。「皆さまへのお知らせ」というところを見ていただきますと、3月から防護装備の適正化をしていますが、それ以降、顔の汚染というふうなカテゴリで見ますと2件ほど発生しておりますが、全体の数でいえばそれほど多く発生していないというところですので。やはり汚れたゴム手袋で触ってしまうということがありますので、その辺の実施の内容であったりとか、注意喚起というところは継続的に進めていきたいと考えております。

ちなみにこちらのアンケート、年に1回のアンケートとは別に、5月に防護装備の適正化をやった結果を踏まえたアンケートをやっております。そのときには放射線に対する不安があるという回答がだいたい6割ぐらいあったのですけれども、各企業、あとは社内の他の部門の教育等の結果もあって、今回、夏のアンケートでは不安は3割ということで、若干減っているというところがございます。

1 ページめくっていただきまして、福島第一で働く全般的な不安というところがございます。こちらでいいますと、65%の方が「不安を感じていない」というふうな回答をいただいている一方で、約34%の方が「不安を感じている」と。やはり多いのが「被ばくによる健康への不安」、あと「工事の先が見えない」というところです。あとは「ケガ、熱中症」というふうなところがございます。こちらについても、やはり所管部門と連携をしながら環境のほうを改善していくと。放射線の影響というところでは、昨年ですが、構内の線量モニタの台数を20台から80台に増やしておりますので、その辺の増設であったり、あとは被ばくの健康の不安というのもございますので、健康相談の窓口というのを周知して、そちらのほうも活用いただくというようなところで考えております。

続きまして次のページ、就労実態の関係に入っていきたいと思っております。まず、問17、偽装請負の実態というところがございます。こちらにつきましては問17-2の「あなたは日々の仕事の作業指示を誰から受けていますか」というところで、2の「あなたに給料を支払っている会社以外の人」という、ここの件数が偽装契約の疑いのある回答ということで、195件という数字でございました。前回から比べますと若干減っておりますが、まだまだ195件あるというところで、実態調査をしてございます。

195件のうち元請の企業と雇用企業名がわかっている回答が37件ということでしたので、それについて実態調査をしました。その結果が下の表のところですが、まず雇用会社との関係というところですが、請負契約というのがそのうちの22件で、確認したところ、昨年も多かったのですけれども、安全指示というのを作業指示と誤認したというのが21件ということで大半の内容でございました。派遣契約の内容のカテゴリーでいいますと、労働者派遣法に基づいた内容でしっかりと確認できたものがほとんどでございます。ですが、若干、労働者派遣が禁止されていた作業以外、建設業が禁止というふうな形になりますけれども、作業委員会にて放射線の管理だったり水質の分析だったりというところを少し勘違いをして丸をつけてしまったという方がいらっしゃったということでございます。

今後の取組というところになりますけれども、やはり雇用契約の確認というのをまず基本として各企業にやっていただいておりますが、当社としましてもその辺の確認を今後していきたいなと思っております。次年度からになります。元請のほうで就労する全作業員の雇用契約を公的な書類で確認をしていただきまして、確認を取れた方が福島第一で作業していただくというような取組を展開していきたいということで今検討しているところでございます。

次のページをお願いいたします。問18からが労働条件の説明になります。労働条件の説明がちゃんとされているかというところがございます。条件の入った用紙を「受け取っている」というものが96%、それに伴ってそのとおり給料が支払われていますかというところを聞いております。

その次のページのところが実態調査の内容になります。ページ19になります。まず、労働条件の説明のところでは、用紙を「受け取っていない」という回答の83

件のうち 14 件について企業名がわかりましたので実態調査を実施しています。そのうちの 10 件につきましては労働条件通知書に自筆署名をいただいた上で写しを交付しているというのを確認してございます。他の 4 件につきましては元請の作業員の方だったのですけれども、就業規則に制定をして交付しておりましたので、そこを作業員の方が若干御理解をしていなかったというところがありましたので、その辺の就業規則に明示されているということを改めて企業内で周知をしていただいているところでございます。

労働条件通知書どおりに賃金の支払いをされているかというところだと、「支払われていない」という回答が 15 件、そのうち 4 件について実態調査を実施しております。支払いを確認したというのが 3 件でございます。もう 1 件が一部賃金の未払いというのがございました。元請の企業から雇用企業に確認をしてもらい、過去 3 カ月間の一部の時間外の賃金が未払いだったということが確認されております。これについては早急に対応していただいて、時間外賃金の未払いを早急に払っていると、完了しているということを確認してございます。

1 ページめくっていただきまして、割増賃金のところでございます。こちらにつきましても、会社から割増について説明を受けたかどうか。あと、そのとおりに割増賃金、手当が支払われているかどうかというところでございます。ほとんど 90%以上、適正に取り扱いをしていただいておりますが、若干疑わしい回答がございましたので、その内容、実態調査の内容が 21 ページでございます。まず、割増賃金の説明の内容になりますが、256 件のうち 48 件について実態調査の実施をしております。そのうちの 42 件につきましては書面にて説明、労働条件通知書、割増賃金に関する書面ということで交付をしているというのを確認してございます。若干、アンケートの中で割増賃金というふうな聞き方をしておりますが、企業によっては手当の名前が危険手当とか、ちょっと内容が、明記が違ったということで少し誤認をしてしまったというところが元請のほうからの意見として上がってきております。あと、先ほどの対応と同じですが、就業規則に合わせてそこに掲示をして支払いをしていると、周知をしているというふうな内容でございました。

割増賃金の支払になりますが、こちらについては 20 件の回答のうち 3 件確認ができております。全てにつきまして支払いはしていると、説明どおりの割増の支払いはしているという確認は取れています。同じく危険手当という表現で若干勘違いをしてしまったというような内容もございました。

それでは、最後になりますが 24 ページ、問 22 です。これも今回初めて載せた設問でございます。福島第一での働きがいというところで、「ぜひ働きたい」「働きたい」というふうな回答が約 85%ということで、非常に作業員の方からありがたい回答をいただいております。今後も継続したいというふうなところでございます。

あと、問 23 のところ、東電社員に対して感じることというところ、今回これも初めて聞いております。お叱りの言葉ということで 389 件、若干お褒めの言葉もいただいておりますが、毎年、個別意見の中でも出てきた内容でございますので、その内容につき

ましては社内でグループ討議とか、そういうものを通じていただいた言葉、要望についてはもう一度確認をして襟を正すというふうなところでございます。「皆さまへのお知らせ」というところにもありますとおり、同じような内容を社内で周知をしているところでございます。

アンケートの内容は以上となりますけれども、一つ一つの結果につきまして、今後のさらなる改善というところ、要望をつなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

#### ○東京電力ホールディングス

続きまして、福島第一の作業員の健康管理対策の実施状況について御説明させていただきたいと思っております。私は廃炉推進カンパニーの運営総括部の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

資料3になります。協力企業の作業員の健康管理対策につきましては、先ほど議長からもありましたように、昨年9月の部会で御報告させていただきましたが、今回はその後の状況の御報告でございます。

資料の1ページのところですが、経緯から簡単に振り返って記載してございますが、厚生労働省のガイドラインを受けて産業医科大学の御指導の下、当社と元請企業が、ここにあります①～⑤がしっかりできていることを確認するような状態をつくっていくこと、これを達成目標として取組を行ってまいりました。すなわち、下請会社の作業員の健康診断について①の全員が受診していることを確認して、②～⑤に示しますとおり、健康診断の結果で精密検査や治療が必要と判定された方がちゃんと医療機関を受診して治療を継続して、必要な場合は就業上の措置がとられていること、そしてこれらが継続されているということを確認するというところでございます。昨年の4月時点では②～⑤につきましてはすべての元請会社が確認できているというところまでは至っていませんでしたことから、各元請事業者が、関係請負人、すなわち下請会社での②～⑤の実施状況を確認する仕組みの構築をお願いいたしました。

資料をおめぐりいただきまして、2ページのイメージ図のところ具体的なスキームでございます。各関係請負人での実施状況を元請会社のほうが各社から報告を受けたり、あるいは元請事業社の方が直接確認をして実施状況を把握すると、それからの状況を弊社のほうにも報告いただくというような流れについてです。各事業者とも昨年の7月、遅くとも8月には仕組みをつくって運用を開始することができまして、実際の管理状況についての弊社の最初の報告としまして、第2四半期、7月～9月に実施した健康診断について、その管理状況を11月までを期限として報告をいただきました。

その報告をいただきました内容を取りまとめましたものが次の3ページの概要でございます。3ページになります。(1)の期日ですが、7月～9月の期間中の健康診断の受診者数は合計4,762人で、そのうち「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定がされた者は1,139人で、全体の24%でした。(2)のところに記述してございますが、このうちの「要精密検査」の判定者269人については、その後ちゃんと医療

機関で精密検査を受けたかどうか、その後の対応状況の報告を求めています。各社からの報告の受領時点では、既にA・B・Cと状態が書いてありますけれども、Aの医療機関を受診して必要な就業措置まで完了していると、その回答が150人、全体の56%でした。近く完了することが見込めますというBの回答まで含めると全体の約8割になりまして、各社とも新たな仕組みの下で指導・管理ができているものと考えられました。一方、Cのまだ受診をしていませんという回答も21%ありましたが、報告をいただいたあと何社か個別に確認した状況では、当社への報告後に既に受診が済んでいるケースなどもありました。いずれにしましてもB・Cがまだ未完のところになりますので、この分がその後どうなったか、どこまで完了したかについては次の第3四半期の報告に合わせてフォローアップ状況の報告をして継続して確認していくこととしております。なお、「要精密検査」以外の「要治療」「要治療継続」も、判定者の対応状況につきましては第4四半期の報告を求めていますので、同様の形で確認をしてまいりたいと思います。

今回が仕組みをつくって最初の報告でしたが、各元請会社とも期日までに適切に報告がなされましたので、各社がそれぞれつくった仕組みが有効に機能して、元請会社の自分のところの社員だけではなくて、関係請負人での実施状況まで把握できるような状態がつけられつつあるというふうに考えてございます。なお、これまでの取組状況と今御説明申し上げました管理状況の取りまとめ結果につきましては、昨年12月27日に厚生労働省に御報告を行っております。報告書自体につきましては弊社のホームページでも同日の記述のところに公開をしております。各元請事業者の協力を得ながらこれらの活動を今後も継続してまいる考えでございます。以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今東京電力から御説明がありましたが、関連して福島労働局から説明をお願いしたいと思います。アンケートに関しましては、偽装請負をはじめとした不当な就労形態に対してどのような取組を労働局として行っているのか、あわせて、東京電力や協力企業に対してどのような指導を行っているのかについて説明をお願いしたいと思います。また、作業員の健康管理に関しましては、ただ今の報告内容についてコメントをいただくとともに、今年度の第1回部会において作業員の健康相談窓口の開設について説明いただきましたが、今年度の実績及び来年度の取組等につきまして説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○福島労働局

福島労働局の渡辺と申します。まず、偽装請負の関係でございます。実際に担当している部署が職業安定部というところになるのですが、その取組状況について説明させていただきます。大きく分けて二通りに分かれております。周知啓発と、個別指導監督という形になっております。



周知啓発に関しましては、毎年、春先に福島第一原発暴力団等排除対策現地連絡会の総会が開かれております。廃炉作業に携わる事業者の方々がお集まりになるため、その中での周知をまず行っています。

それから、東京電力とも協力をしながら労働条件に関する法令遵守指導会というものを今年度7回実施しております。その中で、労働基準法も含めて偽装請負の関係の説明も行って、廃炉作業に携わる事業者に関しまして、実際の調査をしております中での多い違反等に特化しまして御説明をしています。

大きく分けた2つ目でございますけれども、個別の調査指導という形でございます。こちらにつきましては、労働者派遣法の違反の疑いがあるような事業者を把握した場合は、速やかに調査をしまして迅速的確な指導を行っています。それから、許可事業者等に関しましての調査指導も引き続き行っています。

次に、労働者の健康管理につきましてはガイドラインにより引き続き取組をお願いしているところでございます。今後も東京電力と各事業者が協力して適切に健康診断及び事後措置を実施していただくようお願いしているところでございます。

最後でございますけれども、本年度の第1回の会議で健康相談窓口についての御説明をしたかと思いますが、12月末までに31件の相談があったというふうに聞いております。こちらの事業につきましては厚生労働省の委託事業ということで労働者健康安全機構が窓口を設置しておるところでございますが、暫定的な数字を御紹介させていただきました。来年度におきましても相談窓口の事業は継続予定という形になっておりますけれども、この委託先がどこになるかというのは今後また選定という形になっていきますので、この場では申し上げることができません。申し訳ございません。以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の東京電力及び労働局さんから御説明いただきましたけれども、説明いただいた件について、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

#### ○石田委員

資料3で質問したいのですが、資料3の3ページ目のところで「要精密検査」判定者の方が269人いたと、A・B・Cというふうに分かれていますのですが、最後のCの指導後も未受診という方について、どういう理由で未受診なのかという理由はおわかりなのでしょうか。それから、これら未受診の方に今後どういった対応をされていくのでしょうか。その辺をお聞かせいただければと思います。

#### ○東京電力ホールディングス

B・Cと回答をいただいた方につきましては、今ちょうど報告を求めているのですが、第3四半期の報告の中でこの方たちがその後ちゃんと受診したのかどうか、あ

るいは受診できなかった場合にはどういう理由だったのかということフォローアップして報告いただくようにしております。ただ、第1回目ということもありましたので、この最初の第2四半期の報告を受けた後、個別に、この方たちはどんな理由でというのを何社からか聞いてみましたが、そうしましたら、もう既に受診は終わっていますという、報告の後に受診をされて終わっていますという会社があったり、あるいは、健康診断を受けた後すぐ発電所を退所してしまったので未受診のままですとか、そういうような回答があったのは事実でございます。いずれにしても、次の報告でフォローアップの状況を報告いただいてフォローアップをすることにしております。

#### ○石田委員

わかりました。精密検査を自主的に受けている方がほとんどだと思うのですが、やはり何らかの理由で受けられないような方に対しては、東京電力からちゃんとアシストして、100%受診ができるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○高坂原子力総括専門員

まず、資料1の労働環境改善スケジュールで、毎回、これで具体的な取組状況を説明していただいて、しかも赤字で特に前回から今回進捗したものをきちんと御説明していただいているので、非常にわかりやすくいいと思ひます。これはぜひ継続していただきたいのですが、これについて前にもコメントしたのですが、ここに主な取組でこの会議で御報告いただくようなことは基本的にこのスケジュール表に書いてあって、なるほど、この表の具体的なアウトプットが今日の御説明だなということを確認しております。今日の資料の、これから御説明がある資料4の構内専用車両の運用状況及び車両整備、これは中を見るとちゃんと整備して、人身安全を確保するためにやっているということなので、労働環境改善の中ではひとつの大きなテーマで、主な取組みなので、一生懸命取り組んでいただいていることをこのスケジュールに書いておいていただいたほうがいいのではないかと思ひます。前にも言ったのですが、一番最後のスケジュール表の8番目が道路整備の実施と書いてあるので、これも労働環境改善というよりは、今の構内専用車両の整備とか運用の管理のことで、交通安全的な話もあるので、これをうまく括って、既に説明していただいているような大きな車両の整備も含めたものを、この中で位置づけてきちんとフォローしていますということと、それから、これは後で説明があるのでしようけれども、定期的に、例えば24カ月点検みたいなもので今後定期的にやっているというのであれば、毎回は無理にしても、継続的にきちんとある時期、今年度の実施状況はこれですという報告もしていただきたいので、このスケジュール表に今回説明していただいているような主なテーマの内容が書かれていることをぜひお願ひしたいということが1つ目でございます。

それから、2つ目がアンケートの結果で、いろいろ真剣にやられて随分改善されているので非常にいい動きだと思ひました。ただ、中で気になったのはやはり、この資料の御説明がちょっと飛んだのですが、4ページの「構内外の作業環境（続き）」の

「働きにくい」とか「あまり働きやすくない」という意見の中に、問7ですが、「作業エリアに不安全箇所がある」と。だから心配で働きにくいのだということをおっしゃっている。これは中を見ると「仮設配管や足場の散乱」とか「開口部にトラロープが張られていない」ので危なくてしょうがないという、これはやはり労働安全に直接関わるので、69件の方々、数は限定的ですけれども、労働安全に関わるようなものは個別に分析とか追跡調査をしていただいて、人身事故とかが起こらないように、ぜひ前向きに捉えていただきたいと思います。

それから、その下の問9の健康管理面で随分良くなって、特に救急医療室を使ったりとかいうことがありますのでけれども、先ほどの健康診断の結果を見ても、やはり健康があまりよくない方は25%ということは4人に1人ぐらいいるので、せっかくだっていただいている救急医療室をうまく活用していただきたいと思います。使う環境にないのだということで、特に「症状が軽い段階でER室（救急医療室）を受診すると他の作業員の方に影響がでて、あまり受診しづらい」とか、それから「移動などは団体行動のため、ERに立ち寄る時間が取りづらい」とか、いろいろ出ているので、せっかくだって健康管理のこういう施設をぜひ使いやすくなるようなことを東京電力でよく相談して改善をしていただきたいと思います。以上の件でご回答をいただきたいと思います。

また、せっかくだって労働局がおられるので、今回御説明があった健康管理に関する資料3で、最終的に指導により随分改善されたという報告がされたということがあって、そのときに特に労働局から東京電力に対して何か指導みたいなことは具体的にあったのでしょうか。もしあるとすれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○東京電力ホールディングス

それではまず私のほうから、1つ目のスケジュールの関係でございます。こちらのほうがエネ庁さん（資源エネルギー庁）の廃炉・汚染水対策チーム会合というところで逐次報告をしている内容でございます。今回御指摘いただきました構内車両の状況、あとは車両整備の関係ということで、労働環境のカテゴリーの中でも重要な位置を占めるというところがございますので、担当する部署と検討しながらその辺は盛り込むというふうな方向で考えていきたいと思っております。この内容につきましては原則として、例えば実施時期とか実施方法とか、ある程度目標を定めて進捗を報告するというようなものを、会議の中で報告をするという内容になっていますので、そういう面も踏まえてどういうふうな形で載せるのかというところは少し検討していきたいと考えているところです。

アンケートでございますけれども、構内の作業環境というところで不安全箇所があるというところがございます。この設問につきましては、構内の不安全箇所というところで、これを回答した方には具体的にどういう箇所なのかを少し個別に書いていただくというふうなつくりになっています。今日はどういう内容だったかというのが少し確認できていないのですけれども、個別に出てきていない内容に関しましては担当部署のほうに情報共有をして今後、安全になるような形で改善をするということで今検討をしても

らっておりますので、そこは確認したいと思います。

健康管理面でございますけれども、こちらにつきましても軽い症状等でやはりどうしても受けづらい、あと団体行動なのでなかなか個別に行きづらいというのは以前のアンケートの中でも答えが出てきております。ですので、全元請企業が集まります安全推進協議会等の中でも一応企業のほうにも御理解をいただくように、ERの活用の推進であったりとかいうところで周知をしているというところでございます。救急医療室の場所がわからないとか少数意見もございますので、これについては入退棟の入口のところに大きく表示をして場所の案内をしたりと、ERのほうとあわせて今実施をしているところでございます。

#### ○東京電力ホールディングス

すみません、失礼します。補足させていただきます。発電所の安全品質担当の富所と申します。

先ほど触れられましたアンケートの問7にありました作業エリアに不安全箇所があるといったことについては、これは、今、大矢のほうから説明がございましたけれども、現場に不安全箇所があるというのは決して放置してはいけません。また、そういう箇所があればただちに是正をしなければいけないという事象でございます。そういった箇所が作業員さんのほうからもこういう形で、6%、7%という形で出ているということは、まだまだやはりそういったリスクのある箇所があるということで意識してございます。こういう箇所については、このアンケートをもらって、それから所管箇所に連絡するというようなやり方ですと、どうしても時間的にかかってしまうということがございますので、このアンケートに頼るだけではなく、日頃から私どももエリアパトロールというような形で、構内をつぶさに、そういう危険箇所、不安全箇所がないかといったことを点検して、都度是正するようにしてございますし、また、作業員さんのほうからも、1日の作業が終わった後で、作業後TBM（ツールボックスミーティング）というような形で、どこか気になったところ、不安になったところ、あるいは仕事がやりにくかったようなところはどんどん作業後TBMで意見を出していただいて、それを元請を含めて翌日の作業開始までに対応するというようなことも確実に実施していただくようお願いして、こういう形でそういう不安全箇所については速やかに改善するように引き続き取り組んでまいりたいと存じます。ありがとうございます。

#### ○高坂原子力総括専門員

ありがとうございます。今おっしゃられたエリアパトロールなどをやられていた話は重々承知しているのですけれども、せっかくアンケートで具体的に項目が挙がっているのです、それがそういう通常の安全のパトロールなどで見ていて改善しようとしているところに含まれているかどうか、あるいは漏れているところがないかどうかというのは重要なので、せっかく出していただいたのでそのフォローをお願いしたいということです。

○東京電力ホールディングス  
承知いたしました。

○福島労働局

この資料3の報告に関しては、詳しくは主管課に確認をしていないものですから、この場ではお答えできないのですが、東電さんのほうから御説明していただけますか。

○東京電力ホールディングス

報告の前に、私から労働局の御担当の課長に御説明をしてございます。その際にいただきましたのは、継続して取り組んでほしいということと、社員も協力企業の作業員も区別なく全体がうまくいくようにやっていってほしいと、そういうような趣旨のお言葉をいただいております。いずれにしても、これを継続してまいりますというお答えをしてございます。

○原子力規制庁

原子力規制庁です。質問なのですが、資料2のページでいうと8ページからの防護措置、作業時の防護装備の実態に関する設問のところがあります。これに関して質問を申し上げたいのですが、具体的な質問としては10ページのところです。装備は今のグリーンゾーン（Gゾーン）、イエローゾーン（Yゾーン）、レッドゾーン（Rゾーン）と分けて管理されており、これはうまく機能してきているところかなと思っています。しかし、この中でちょっと気になっているのは、我々は、線量が低い、汚染するような場所ではないところで重装備で作業することによって事故、人災等が起きると、これが一番心配材料なわけです。そういう意味では、そのYゾーン、例えば問11-1ですけれども、Yゾーン装備で作業しているのはGゾーンですかという質問に対して、だいたい2割弱ですか、そうです、そういう作業をしていますということです。Gゾーンは当然、いわゆる汚染はほぼないというところであるのでそういう設定をしているにもかかわらずYゾーンの装備で働かれています。これは東京電力として、どう受け止めているのかということです。ここまでいけば、2割弱までいけば、このあたりは打ち止めだと考えておられるのか、特に、それに対して問11-2のところ、その理由の半分はほぼ「会社や職長、上司の指示だから」ということで、いわゆる組織的な対応で半分はこうなっているわけです。これは、東京電力がきちんと協力会社に指示していけば、簡単にこの半分は削減できるかのようにも見えるんですね。個人の不安というよりも、協力会社の上司からの指示だという形になっているわけですから、ここは東京電力として適切に対処できる範囲かなと思っています。そういう意味において、このあたりをどうお考えになられているのか、これを1点目で教えてもらいたい。

それと、あわせてなのですが、問11-2の2番のところですが、「GゾーンとYゾーンの両方で仕事があり、着替えるのが手間だから」、これはひとつの考えとしてあると思うのですが、問題はYゾーンの装備で全面マスクをしてYゾーンで働いて、その後、G

ゾーンに移ってGゾーンで仕事をされるというのは、これは困るという話ですよ。当然、Yゾーンで汚染している可能性があるわけですから、Gゾーンに持ち込まれては困るんです。したがって、同じ服装のまま、YからGという流れは作業上はきちんとないような形で管理されているかどうか、このあたりをどう管理されているか教えてもらいたいということと、車の話はこれから出るのでしょうかけれども、東京電力のダーティーカーといわれているかなり汚染されている車も構内にたくさんお持ちですけれども、あれでGゾーンで働かされている方々がいるのではないかと思っています。以前よりも車の除染というのは進めるという話をされているわけで、結局、装備がGゾーンの装備で、薄い装備で行って車に乗って体が汚れると、こういったようなことになったら本末転倒だと思うんです。したがって、その車の除染、車の中の除染というのはどうお考えになられているのか。いろいろと申し上げましたが、質問に対してお答えいただきたいと思います。

#### ○東京電力ホールディングス

まず、1点目のGゾーンでYゾーン装備をしている方ということで、427名、16.8%という方でございます。もちろん、会社としては作業効率、あとは安全の面を考えまして、極力、重装備はしないで、GゾーンはGゾーンの装備というようなところでやっただくというような思いでございます。こちらのほう、なぜそういうふうな装備をしまうのかという思いもあって今回はこの設問を追加しております。その理由が11-2になりますけれども、これは複数回答可の内容になっていますので、数が427よりも多くなっているというところがございますけれども、例えば、会社の上長の指示というのと、Gゾーン・Yゾーンの両方で仕事があるというところが結構ダブっている方が多くいらっしゃいます。そこで、企業を通じて、このアンケートの後で主要企業のほうとのヒアリングも実施をしております。実態としてどういうふうな例えば指示をしているのかというところも確認しています。やはり、1と2がダブっている方が多いというのが、やはりGゾーンとYゾーンにまたがって作業する場面というのが結構多いというところで、そういったときには、やはり効率性を優先して作業側の指示で、重装備にはなってしまいますが、Yゾーン装備で作業をお願いしているというふうな回答がございました。

ですので、もちろんそれ以外の指示というのものもあるようです。せっかくGゾーンの装備、軽装の装備ができてきているような形になってきていますので、そこは企業からも各作業員に周知をしていただくというふうなところはお願いをしたいなと思っております。ですので、各企業、または当社の放射線管理部門のほうでも、月1回の放射線管理の会議の中でその辺はこれまでも周知をしてきておりますので、極力重装備はしないというところをお願いをしているところがございます。

あと、YゾーンからGゾーンへの移動というところ、その辺の管理というふうなところのお話が先ほどございました。これについてはもちろん先ほどの周知徹底の中でやはり汚染というふうな面で問題がありますので、そこは周知をしているかと思うのですけ

れども、今日は私のほうで資料がございませんので、またそれは改めて御回答差し上げたいと思います。あと、車の除染の関係も、そこは確認をさせていただければと思います。

#### ○長谷川委員

すみません。今の持丸さんの質問に関連して、確認しておきたいのは、YゾーンとかGゾーンといっても、例えば、Gゾーンの中にさっき言われた車みたいなものがあるなどして、作業員の方が、東京電力がGゾーンと言っているけれども本当にグリーンかなという考えもたぶんあるのではないかと思います。やはりそこはきちんと定期的に、頻繁に（Gゾーンの条件を満たしていることを）確認して、その装備でいいですよということをもっとしっかり徹底しないといけません。単にGゾーンと言いつつということはないでしょうし、月数回ぐらいは調べておられると思うのですが、やはりもっと信頼を増すようなことをやらないといけません。Gゾーンだからこれ（この防護装備）で行けと言われても、俺は心配だからという人もたぶんいると思うんですね。それが1点です。

それからもうひとつよろしいですか。資料2の24ページのアンケート、23のところ、ここを見ますと、「お叱りの言葉」というのがあって、私が気になりますのはその3つで、モラルはいいですが、「身だしなみ、業務への姿勢、会社の姿勢」というところで、例えば身だしなみだと、「かかとを踏んだまま歩行」とあります。これは普通のちゃんとした会社ではあり得ないことなんですよ。このようなことをしっかりとしなければいけないと思います。ただし茶髪とか無精ひげは年代によって感覚が違うので、私はなんとも申し上げられませんけれども。それから、業務への姿勢、会社の姿勢ということで、両方合わせるとお叱りの言葉の半分ぐらいいくんですね。で、「他部門との調整に消極的」とあります。やはり東電さんは大きい会社だからなかなか難しいのかなとは思いますが、社内の緊密なコミュニケーションをしっかりとやっていただきたい。それから「安全通路を通らない」とか、「無理な工程を押し付ける」とか「社内方針が決まらない」と、ここらはもう少し東電さんのほうでなるべくこういう感じを持たせないように努力していただきたいと思います。それが2点目です。以上です。

#### ○東京電力ホールディングス

1点目のGゾーン・Yゾーンの区分けのところ、答えの中にも少数意見になりますが、なかなかその運用方法がわからないなどというものがありましたので、そこは再度、各企業、元請企業や放射線の管理の中で、直接作業員のほう、現場に行って運用の仕方というのですか、そういうものも説明をしていくというふうなことは実施していきたいと考えております。放射線部門のほうにもその辺は徹底をするようにというふうな形で話をしていきたいと思います。

あと、東電社員に対して感じることというところで、お叱りの言葉で非常に、今回、こういう個別の設問で具体的な内容が挙がってきております。こちらについては非常に、基本的な挨拶ができないというところが、人としてごく当たり前のところができていな

いというところが改めてわかっておりますので、所内でグループ討議をして、こういう意見があったということで、これまでの悪さ加減というものを再認識して、各社員の中で討議をしているというふうな行いもしています。もちろん作業員の方と力を合わせていかないと廃炉作業というのは進まないという認識もございますので、そういうところも改めて、幹部のほうからのメッセージだったりというところもあわせて、意識改革を進めていこうというふうなところでございます。

#### ○長谷川委員

文句ばかり言ったような印象を与えると困るのですが、問 23 のようなアンケートをちゃんと出されてここで公開されるということは、東電さんはかなり進歩されたと、私は皮肉ではなくて思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

#### ○宍戸委員

資料 2 のアンケートの件ですけれども、これは見せていただいて、やはり不安ということが、例えば 15 ページですね、不安を持っているという方が 3 割ぐらいいるというのは、確かに理性ではなんとなくコントロールできないことなのかなと。さらに、家族はそれ以上に不安を持っている。これはある程度やむを得ないと思います。ただ、ひとつだけ伺いたいことは、13 ページのところ、顔を出している部分が汚染しそうだという不安をだいぶ訴えているようです。その右にダストのことが東京との比較で出ていますけれども、このデータを見てからのアンケートなのでしょうか。それとも、この結果を見てからこのデータを説明ということで出されたのでしょうか。逆に、もしまだ出していないなら、これはきちんとこういうことだということで提出する価値があるデータだと思いますけれども、その辺のところの不安という漠然としたものでしょうけれども、それに対応するための貴重なデータだと思うのですが、いかがでしょうか。どのような形で前後しているのでしょうか。

#### ○東京電力ホールディングス

こちらのダストの比較に関しましては、アンケートの中には載せていなくて、今回出てきた不安を持っている方がまだ多くいるということから、その比較ということで今の福島第一の現状を知っていただくという意味でここに載せて内容を公表しているところでございます。

#### ○宍戸委員

次回はたぶん同じようなアンケートをとるのでしょうけれども、こういうものを徹底して、果たしてどのくらい低下していくのかと。これは皆さん方の責任ではないかもしれないけれども、社会全体が不安に対する対応がどのようになっているのかということですごく興味のあることだと思います。ただし、やはり正確に科学的なことはきちんと伝えていく必要はあると思いますので、そういう伝達をきちんとしていただければとい



うふうに思います。

○東京電力

わかりました。ありがとうございます。

○石田委員

関連していいですか。今、紹介していた13ページの福島第一と東京のダスト濃度の比較なのですが、マスク着用基準に対して1桁か2桁ぐらい低いところでの濃度で、それぞれ東京と福島第一は同じぐらいだと言っているのですが、これは本当にこういうデータなのでしょうか。これは、いつのデータなのですか。ちょっとこれを見て、東電さんのホームページか何かを見ると経時変化でずっと出ていると思うのですが、ほとんど空気中の濃度についてはDL（検出下限値）未満というような感じだと思うのですが、ちょっとこれは高くないでしょうか。

○東京電力ホールディングス

東京のほうかというところがございますか。

○石田委員

東京も、それから福島も。

○東京電力ホールディングス

こちら福島につきましては、正門のところでは継続的にこれは取っているデータです。短期間にはなりますけれども、昨年9月の期間のダストモニタの結果でございます。東京のほうかダストモニタのメーカーさんというのでしょうか、富士電機さんのほうで一般的に公表している、富士電機の東京工場というところになりますか、その同じ時期のデータというふうなところですか。

○石田委員

同じ時期というのは去年のという意味ですね。

○東京電力ホールディングス

そうです。去年の9月です。

○石田委員

本当にこんなに高い値が出ているのかちょっと不思議に感じるのですが、正しいのかもしれませんが、もう一度この値については御確認いただけないでしょうか。

### ○東京電力ホールディングス

わかりました。確認させていただきます。

### ○河井原子力専門員

時間も押しているので手短にお伺いします。資料2ですけれども、アンケートが設問1～9と、10を飛ばして11～16までというのは、更問いは別なのですけれども、主のクエスションのところ、無回答というものは統計総数に入れていないのに対して、10番と17番以降というのは総数に入っているわけですけれども、これは何か意味があるのでしょうか。私見としては、やはり無回答というのも回答であって、無回答はそれなりの無言のクレームであったりとかそういうこともあり得るので、そういうものを無視してはいけないのではないかなということでの質問なのですけれども、これが1つ目の話です。

それから、無回答についてですが、多いところでは200を超えたものがあるのですけれども、だいたい見ていると120前後の無回答があるのですが、これはおしなべて同じ人なのか。記名ではないので何の誰兵衛というのはわからないのでしょうかけれども、要は、全部の設問に対して空欄でぽいっと箱に投げ込んであるというのであれば、無回答しからない人というのはイメージとして捉えられるわけですけれども、もしそうであるならば、それなりにこのアンケートの有効性に対して、6,000人のうちの120～30人ですから2～3%ではあるけれども、何か拒絶する理由がないのかという分析が必要になるのではないかと思うのですが、要は、そのベースになっている数値の120～30ぐらいの人というのはほぼ同一の人でしょうかというのが2番目の問いです。

それからもうひとつ資料3に対してなのですが、4ページを拝見しますと、厚生労働省のガイドラインですけれども、どちらかというところとフィジカルな面の健診をやり治療をやるというふうに見受けられるのですけれども、メンタル面の「心の病」みたいなこと、そういうものに対して何かシステムチックな診断とかカウンセリングとか、そういうことをやるシステムというものはお持ちなのではないかということが3番目です。

### ○東京電力ホールディングス

無回答につきましては、やはり全体の集計の中に入れるか入れないかというところはいろいろ議論をしたのですけれども、やはり評価をする・しないと、する方・しない方というふうなカテゴリで分けたときには、どちらにも入らないというところで、どういう意味で無回答なのかというところもあるのですけれども、そこはこれまでのアンケートにつきましても全体の集計から抜いているというふうな判断でやっております。なので、評価をする・しないとというふうなところで言いますと、何も評価しないというか、評価をする前提でアンケートに参加をしないというふうな、ちょっとそういうふうなイメージでこちらとしては捉えておりましたので、少し抜かしていたというところがございます。

○河井原子力専門員

すみません。そうすると問の10番とか17番以降に入っているのはなぜですか。

○東京電力ホールディングス

そうですね、問9のところまで、全体的な項目、これまでの定点的な内容につきましては抜かしていたというところがあって、比較の関係で抜いていたというところかもしれませんが、少しそこは確認をさせていただければと思います。

あと、無回答がほしい同じ方ではないのかというところなのですけれども、そこはデータを少し確認すれば無回答の方の層といいますか、個別の確定はできませんが、同じ方が無回答をどのくらい入れているのかというのは少し確認できますので、今後のアンケートのつくりこみの参考にもなりますので、少し分析したいなと思っております。

○東京電力ホールディングス

3番目のメンタルヘルスの体制のところですが、現在、メンタルヘルスの専門の先生との契約をしております。定期的に来所いただいております。社員も請負企業の作業員の方も、希望があれば個別の面談を受けられるような体制をつくっております。また、先ほどありましたが、今年の夏から厚生労働省の健康相談窓口が発電所内に週1回開設いただいておりますけれども、その相談内容もメンタルヘルスについても入っておりますので、作業員の方々には必要な際に活用できるような案内を継続してやってまいりたいと思います。

○河井原子力専門員

今の御回答ですと、こういうフィジカルな面と、強制とは言いませんけれどもルールになっているような形ですが、メンタルの面はあくまで希望があればという状況なのですね、現状では。

○東京電力ホールディングス

そうです。必要があれば面談を受けられる、相談を受けていただくという、なので専門の先生に取り次ぎをさせていただくと。それと、今年の11月からストレスチェックが法制化がされたのですけれども、従業員規模が50人以上の事業所での事業主への義務ということになってございますので、そうなりますと、ちょっと小さい事業所のところはあたらないうことになってしまいますが、50人以上の作業員を抱える事業所におきましては、制度的にはストレスチェックをやっていると、弊社も企業さんでも大きなところはやっているという状況です。

○河井原子力専門員

ありがとうございます。

### ○原子力安全対策課

原子力安全対策課でございます。1点、アンケートに関して要望と申しますかお願いがありまして申し上げます。今回のアンケートで、いくつかの項目については選択肢の中で「その他」というものがあります。たぶん自由回答で何らかの項目内容のことが書かれているのかなと思っています。そういった中身についての代表的なものを載せている項目もあるのですけれども、そうでない項目もありまして、こういった項目が「その他」で出されているのか、場合によっては「その他」で書かれてきたことがその項目全体の改善につながるということで何らかの対応がとられるようなものがあるのではないかと推測しております。できればそういった「その他」の中身の代表的なものがあれば御紹介いただいたり、それに対する対応についても御紹介と申しますか、出していただければと思っております。

そうしたことを前回、昨年のアンケートでもそういうような対応表みたいなものがかなり細かくつくられていました。たぶん作業員の方から見ると、項目を選ぶだけではなくて、具体的にこうしたことがあるよということを書くということは、会社に対してこうしてほしいという強い希望の表れだと思います。それが何らかの形で対応したということも改めて公表するなり社員の方にお知らせするなりすることで、こうしたアンケートがまた続けていく際によりよい方向になるのではないかと申します。その点もぜひ御検討をお願いしたいと思います。

### ○東京電力ホールディングス

ありがとうございます。確かに自由意見というものが非常に数多く来ております。どのような意見なのかということで少しカテゴリー別に内々では分けて、非常に多い意見につきましては、その改善に向けて各部署のほうに投げて検討してもらおうというようなところに生かすようなことにしております。ですので、実際にどんな形の改善がされたのかということや少しまとめる際には、個別の意見でこういう意見が出てこういう改善がされたというふうなところが、今後少し周知のほうをしていきたいなというところは考えているところでございます。

### ○議長

それでは、時間もありますので、今までのまとめとしまして、1つは、スケジュール表の部分については、項目を立てるということは検討して盛り込むというお話でしたので、そちらはしっかりと対応をお願いしたいと思います。あと、それぞれの確認、データの確認、あとは無回答の部分の確認などありましたが、その確認はしっかりとお願いしたいと思います。

規制庁から出た、YゾーンからGゾーンへの移動の作業管理の状況と、車両の除染の状況ですか、その部分は改めて回答と言いましたけれども、その点については、事務局と相談させますけれども、至急回答をもらって皆さんに行くような形をとればいいのかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、東京電力におきましては引き続き作業員の日常的な健康管理について、各事業所と連携を図りながらしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、先ほど日々の点検等で不安全箇所があった場合は速やかに対応するとありましたけれども、それは当然のこととして、このアンケートに出てきています作業員の声といいますか、少数意見の部分につきましても、しっかりとそれに対して耳を傾けていただいて、安心して働くことができる環境改善に取り組んでいただきたいと思います。

労働局においては、偽装請負等に対する対応並びに作業員の相談窓口についてそれぞれ説明いただきましたけれども、引き続きしっかりと指導・監督をしていただきたいと思います。

それでは続いて（４）の構内専用車両整備状況につきまして東京電力から説明をお願いいたします。

#### ○東京電力ホールディングス

資料４の構内専用車両運用状況及び車両整備について御説明をさせていただきます。私は福島第一原子力発電所の総務部資材物流グループの福富です。よろしくお願いいたします。

それでは１ページ目から御説明をさせていただきます。構内専用車両に関する基本方針について、前回の議論の中で、構内専用車両の社内内部基準とかルールブック等はないのかということがございまして、まずは車両整備をするのが始まりでしたので細かな取り決めがなされていなかったもので、新たに設定をしまして、前年の１２月２６日に車両担当者会議というものを開催して基本方針というものを御説明させていただいてきた内容でございます。

まず、基本方針については、定期整備の全台数実施並びに自賠責保険等の補償方法の明確化を利用条件とし、条件を満たさない場合は構内専用車両の利用を制限するという形としました。自賠責保険等の補償方法の明確化という意味は、自賠責保険とか任意保険とか、工事を構内でやると工事保険みたいなものがあるということがわかりましたので、それと社内で責任を持って補償しますというようなことを確認して、あとは整備を絶対しますよという条件で構内車両を使うという形にしております。制限をするというのは、この条件を満たさない場合は使用禁止という形にさせていただきたいということでご説明してあります。

２番目の整備対象車両については、スクリーニング結果により、構外に出られない車検切れの車両のうち、この右脇にあります赤ステッカー、構内車両の登録を実施してこのステッカーを貼って、車が構内専用車両の整備工場では整備ができるものという形になります。

３番目の構内専用車両利用に関する原則という形で、まず、構内専用車両の整備による人身安全確保、工事車両の整備拠点確保による円滑な工事の実施、構内専用車両の長期利用による廃棄物の低減という形になっております。点検について、４番ですが、原

則として前回点検より2年以内に構内車両整備工場または自前整備士により点検整備を実施してくださいという形です。点検内容については、今まで12カ月点検を実施しましたが、24カ月点検ができるようになりましたので、24カ月点検を実施するという形になります。自前整備士により点検整備を実施した場合は、点検整備表を当社へ提出すると。これは同様の点検整備を活用してやらせていただいております。

2ページ目についてでございます。12月現在の構内専用車両整備状況でございます。①が赤ステッカーが登録されている台数でございます。小型車が723台、大型車が261台、合計984台となります。②の整備不能等による不稼働車両台数という形で、前回もお話したのですが、赤ステッカーを登録しているものの、使わないとか、故障して動かないとか、そういうものを調査した台数がこちらでございます。点検対象外と書いてありますこちらのほうは、赤ステッカーの抹消手続きというものを行いまして、点検対象台数から外すという形になります。今現在、構内の点検しなければいけない台数というのが、小型車両620台、大型車189台、合計809台となります。2016年12月現在で点検している台数というのは③と④です。③は工場で行ったもの、④が企業様の自前整備士を呼んで点検した台数で、合計478台点検が終了しています。まだ未点検台数が331台、点検整備率としては59.1%でございます。

2番の構内専用車両（赤ステッカー）のデータベースを管理している状況でございますが、12月現在は984台、データベースに関しては記載のとおりです。

3ページ目に移らせていただきます。この専用車両の整備計画についてでございます。整備計画、1番の構内専用車両のうち、取引先が整備工場での整備を希望する車両の確定。前回御質問がありました「希望する」というのは、先ほど整備については自前で整備士を呼んでやるか構内整備工場で行うかということですが、構内整備工場での整備を希望するという意味でございます。整備工場で整備してくださいということで希望するというふうな形で書かせていただいております。取引先都合を考慮して整備順の確定をして、整備対象前月に整備計画表を作成して整備を実施すると。今現在、未点検台数331台に向けて順次点検を実施しています。

ここに四角い枠に米印で赤字で書いてあるのですが、現在未点検車両が331台ありまして、整備工場での整備能力等を勘案しまして、2018年の9月、1年半くらいをかけて全台数を点検整備していきたいと。このため、未点検車両の331台については、基本方針は点検2年ルールとあるのですが、これにかかわらず特例として個別管理させていただきます。本来であれば1年くらいでできるのですが、2年になってきてしまうとまた違う車が入ってきてしまいますので、そこを入ってきますとやはり1年半くらいにかかってしまうということで、このような形の制度とさせていただきます。

次に整備体制でございます。前回も御説明しましたが、1日5名で行っております。「3名から4名に増員計画検討中」というのも4月からなんとか4名いるような形になります。整備士の資格という形で、この前の議論でございましたのでここに記載させていただきます。まず2級整備士が4名、3級整備士が4名で、合計8名、これは登録している形で、交代で行っていますので、8名は車両整備工場に登録しているという形

になっております。

続いて4ページ目については「参考」と書いてありますが、構内専用建設用車両、重機関係でございます。こちらは自走式でないクレーン、バックホーとかブルドーザー等と、自走式のラフタークレーン、ユニックと。全台数が記載のとおりで、今点検が終わっているのは、上から6台、72台、17台となっております。残りについては年度末までに向けて点検を実施するという形になります。

それと、前回、法令の関係について御質問等がございましたのでちょっと整理をさせていただきます。これが5ページ目となります。車両と重機という形になります。普通車と大型車と重機では艀装部があるものと車両部の2つに分けてあります。灰色のついているのはナンバー付のものでございます。ナンバー付は道路運送車両法という形で右の法令内容に準じてやらなければならないと。重機については、ナンバーが付いているようが車両部があろうがなかろうが、クレーン部を使用する場合は労働安全衛生法に基づいて点検をしなければいけないので、重機の関係は4ページの法に基づいて点検を実施しております。ナンバー無しの構内専用車両につきましては、下の米印に記載のとおり、「私有地（構内）専用車輛は法律上の制約を受けない」という形ですが、警察等の御指導という形でちょっと簡単に御説明させていただきますが、一応、構内で事故を起こした場合、警察が捜査とか見分するときに、車両をどのように管理していたかというのを確認を行うそうなので、法定12か月点検レベルぐらいの、特にブレーキ関係の整備を実施してくださいということでしたので、12か月点検を始めたのですが、少し進歩してきまして、24か月点検を今実施している形になります。

以上が構内専用車両の状況及び車両整備についてでございます。

#### ○東京電力ホールディングス

引き続きまして、所内の交通安全の状況について御説明をさせていただきたいと思っております。私は福島第一の総務部の福澤と申します。よろしくお願ひいたします。

実は福島第一の構内の交通ルールについてなのですが、基本的には震災前からルールは整備をされておりまして、震災後も基本的にはそのルールに則って交通安全に取り組んでおります。具体的には、構内の幹線道路、こちらにつきましては片側1車線ずつありまして、歩道ともきちんと区分をされているような幹線道路なのですが、こちらにつきましては時速40km以下というふうに決めております。それ以外の歩道や工事エリアの近傍道路、それから坂道、こちらのほうについては時速20km以下というふうに定めております。これらにつきましては、企業共通のイントラネットがございまして、こちらのほうに掲載をさせていただきまして周知をさせていただいている次第でございます。もし変更がある場合には、安全推進協議会というものがございまして、協力企業様に周知をするとともに、イントラネットの資料を修正して周知をさせていただいているという次第でございます。

構内は標識ですとか信号機も整備をされておりまして、特に交通量の多い交差点が2カ所ございまして、こちらにつきましては信号機を運用いたしております。優先道路に

出るところでは一時停止の標識を設けまして、きちんと一時停止をして左右確認して出るようにというような標識を設置いたしております。あとは運転者及び同乗者につきましてはシートベルトの着用を義務付けているというところでございます。

その他、安全運転管理者を設けて、事故が起こった場合には事故報告書を提出するか、こういったところにつきましては、一般の公道と発電所構内と全く差を設けずに管理をさせていただいているという状況でございます。

交通安全につきましては以上でございます。

○議長

それでは、ただ今説明がありましたけれど、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○寺坂委員

すみません。車両についてお尋ねしたいのですけれども、この車両はゾーンをまたがって移動するということは基本的にないのですね、例えばレッドゾーンで働く車はその中だけということで、そういうふうになっているわけですね、基本は。

○東京電力ホールディングス

エリア分けはしておりません。構内だけだったら、レッドゾーンは車では入れないと思うのですけれども、イエローゾーンとかグリーンゾーンは入っております。

○寺坂委員

例えば、車両を新しくそこに持っていく、レッドゾーンに持っていくと、当然グリーンからイエローからレッドまで通るわけですよ。そういうふうな、新しい車はいいのだけれども、逆に壊れた車を搬出するか、それから整備するというか、そういうときでもゾーンをまたがって移動する可能性というのはあるのですか。

○東京電力ホールディングス

それはございます。

○寺坂委員

そのときは除染とかはどういうふうに。

○東京電力ホールディングス

一応、作業整備工場はイエローゾーンになっております。整備工場に持ち出す前に底部を水で洗浄し、除染はしています。全面マスクを着けて整備しているのですけれども、これは車両の下に潜ったときに塵などを防止するために、整備工場では整備を入れるときは除染してからやっている。底部のみ除染してやっています。



○寺坂委員

先ほど規制庁の方がおっしゃったように、車の中で汚れていてそこに乗り込んだ人は衣服の汚れとか、そういうケースがあると思うのですけれども、そこまでの除染はやらないということなのですか。

○東京電力ホールディングス

その車に乗るときに、Gゾーン専用車というものがあまして、Yゾーンに行かない、Gゾーンの装備で乗れる車と、Yゾーンに出るときにYゾーンの装備で乗る車というのは分かれております。それは分けています。

○寺坂委員

気になるのが、例えばきれいな状態でどんどん汚染地域に入って、今度は戻ってきますよね。だから車を乗り分けてもやはり汚れてくるのではないかという気はするのですけれども、そういうことはないのですか。

○東京電力ホールディングス

その部分については、作業員は当然出るときにハンド・フットモニタ（身体表面汚染測定器）でもってきちんとスクリーニングを受けますので、もし汚染しているとそこで捕まってしまうんですね、Gゾーンの場合ですと。ですからGゾーン専用の装備で動いている場合にはその心配はないと。Yゾーンの場合はもうYゾーンの装備なので、もう汚染を前提に養生してありますので、そこはきちんとGとYを分けることによって汚染の拡大は防げるというふうに考えております。

○寺坂委員

すみません。それに付随するような形で、さっきの一番最初のお話に戻るかもしれないのですけれども、GゾーンとかYゾーンで2つにまたがって作業すると服の着替えとかが面倒くさいとか、そういう意見もあったみたいなののですけれども、そういうケースというのは結構あるわけなのですか。その作業中にまたがって服をその都度着替えたりとか、そういうものが結構頻繁にあるということなのですか。

○東京電力ホールディングス

作業に関しては、基本的にはYはY、GはGという形で作業指示書が出ますので分けられていると思うのですけれども、車両に関しては今申し上げたとおりYの車はYの装備でしか乗りませんので、そこも分けられているというふうに思います。ただ、あまりないのはYゾーンをやった後にGゾーンに行くということはないので、必ず汚染の少ないほうから重いほうに行くという作業指示になっているという次第です。

○寺坂委員

わかりました。

○河井原子力専門員

資料4の2ページの2番の項目ですけれども、データベースを整備されているというお話がありましたけれども、このデータベースの根っこになっている、今、目の前にあるこの車がデータベースのこれだというのをアイデンティファイするものは何なのでしょう。当然、構外に出られる車はナンバーがついているし、車検が切れていても陸運事務所の登録を抹消していなければナンバープレートがついているわけですけれども、構内を見ているとナンバーのついていない車がいっぱいあって、さっきもそれがお話に出たわけですけれども、その車の場合、車種だとか色だとか、あとは同じものがあり得るわけなので、これだというものは何かと、フレームの番号なのではないかというのが聞きたいところなのですけれども。

○東京電力ホールディングス

1ページ目の構内専用車両、赤いステッカーを貼っているんですね。そして、企業名と1Fの1番とか2番という形でデータベースを見るとどこの元請さんの取引先で何という車でという形で確認がとれるような形になっています。

○河井原子力専門員

ということは、これは仮の話ですけれども、そこの赤ステッカーをはがしてこっそり同じような車種の同じような色のものに貼ってしまえば、ということができてしまうことになりませんか。

○東京電力ホールディングス

一応、剥がれづらいステッカーにはなっておりますが、そのような形になる可能性はあるということです。

○河井原子力専門員

先ほど申しあげました、フレームナンバーという車台番号であれば絶対に同じものはひとつとしてないわけで、ほかに、何かそういうものがあれば確実かなと思って質問したのですけれども、そこまではやられていないということですね。

○東京電力ホールディングス

申請時に車体番号を確認しているそうです。

○河井原子力専門員

わかりました。その答えが聞きたかったということです。

#### ○高坂原子力統括専門員

今回の構内専用車両の数を調べていただいたというのは非常にいいことで、これはちゃんと文書化されてきちんと、先ほどのこの交通安全のルールはすでに定められたものが従来からのものを含めてあって、イントラネットか何かでだいぶ見られるようになっていたというお話があったのですけれども、これもそういう形に今後されるのでしょうか。いずれにしてもせっかくなので、これをちゃんと守っていかなくてはならないのでということです。

それから、先ほど整備とか何かをやる時は、世の中で我々が受ける場合が必ずそのときに交通安全の事故防止の講習を受けたり、ルールの追加のところの講習をしたりしているのですけれども、そういう安全に係る教育みたいなものは整備とリンクはさせてやらないのですか。一般的にそういうことをやっているのです。特に、例えば交通安全で気になっているのは、浜通りはあまり問題ないのでしょうか。降雪、凍結とかです。ちょうど今日は雪が多く降ったとか路面が凍結したので制限速度を十分下げてくださいとか、チェーンを巻いてくださいとか、そういう交通安全のものは追加して事故を起こさないようにするようなのは、どんな通知の仕方とか運用とかで守るようになっていたのでしょうか。追加でちょっと教えていただきたいのですけれども。

#### ○東京電力ホールディングス

凍結の注意とかは、季節をとらえてやはり安全推進協議会で協力企業様に重ねて注意をいただきたいという活動をしていますし、あとは、地域の安全運転管理者協会様と連携して、それは構外の話になってしまいますけれども、時期的な交通安全についてのトピックは共有させていただいているという状況でございます。

#### ○長谷川委員

確認しておきたいのですが、先ほど自賠責保険等を考えているということなのですが、保険会社は自賠責保険とかあるいは任意保険をこういう車に対して引き受けると言っているのでしょうか。

#### ○東京電力ホールディングス

事故証明書みたいなものがちゃんとあれば大丈夫です。車体番号があれば加入もできるという形で確認をしています。

#### ○長谷川委員

そうすると、今後しばらくすると自賠責保険は全部入る、それから任意保険はその持ち主によってと。

#### ○東京電力ホールディングス

自賠責保険でも任意保険でも、いろいろ選んでもらってやっていただくという形にな

ります。

○長谷川委員

自賠責保険があつて初めて任意保険となっているのですか。

○東京電力ホールディングス

自賠責保険は強制保険という形で入るのですけれども、任意保険でも大丈夫だという。

○長谷川委員

では、保険的には問題ないと。わかりました。

○原子力規制庁

規制庁ですけれども、1つ質問したいのは、構内専用車両の整備計画であります、331台はいまだ点検されていないという状況になっているということで、これはこれから順次2年ごとに入ってくる。今は点検が済んでいるものがまた2年ごとに入ってくるので、そういうことで331台の点検が2018年9月末ぐらいまでかかりそうだという話がありました。高浜でクレーンが倒壊した件は当然御存知だと思いますけれども、次のページ、例えば4ページあたりを見るとクレーンだとかいくつかあるわけですね、点検が未実施の。ただし、これは何かあった場合には、人身災害とかということもあるかもしれないけれども、建物への影響も当然あり得るような車がありますよね。何かあったときに倒壊したりとか、吊っているものが落下したりするとか、機能が喪失して落下したりした場合は、原子力安全にも関わってくると思います。したがって聞きたいのは、こういうクレーンのような、いわゆる原子力安全に関わるようなものなんかは優先的に、この331台の点検計画を今後立てるときに、どういう優先性をもって車を選定して対応していくのかと。長い道のりですから、来年の9月までにやるわけですから、そういう意味ではクレーンだとかを優先的にやっていくとか、そういう基本的な考え方というのはあったら教えてもらいたいのですけれども。

○東京電力ホールディングス

まず、クレーンはちょっと別もので、これは先ほど5スライド目で説明したように法令に基づいてやっていますので、1年未満、この2年に1回とか1年に1回というのを守って今点検を実施している状況でございます。だからクレーン等は法令に基づいてやっておりますので問題ありません。車両については、まずトラックが時間がかかるので、トラックをまず優先してみたいと思っております。

○原子力規制庁

確認なのですけれども、4ページ目のところを見ると点検予定台数、例えばクレーン11台のうち点検済み6台と出ていますよね。これを見ると5台は点検未了と読めるわ

けですが、ただし未了なのは2年たっていないからだということですか。

○東京電力ホールディングス

それまでにやるような形になっています。

○原子力規制庁

そういうシステムですか。

○東京電力ホールディングス

これは法令なので、1カ月でも過ぎてしまうと法令違反になってしまいますので。

○原子力規制庁

わかりました。この資料のつくり込みで3ページを見た後に4ページ目を見るので、3ページ目で未点検車両が331台もあるということになっている中で、次のページに点検がされないものが11台中点検されているのが6台と見ると、当然、私のような見方をしてしまうと思います。でも、それはわかりました。

○議長

その他ありますか。なければ、それでは、この議事につきましては、基本的な方針と、あとは現在の整備状況の数量の確認をしていただいたというところですので、東京電力においてはしっかりと整備がされていない車両等について予定通り、できるだけそれも早めるような形で整備をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

——報告事項——

甲状腺がんの労災認定について

○議長

それでは次に報告事項に移りたいと思います。報告事項、甲状腺がんの労災認定につきまして、福島労働局から御説明をお願いします。

○福島労働局

福島労働局の岡久と申します。よろしく申し上げます。では、お手元の資料5と資料6に基づいて御説明をさせていただきます。

資料5をご覧ください。「電離放射線障害の業務上外に関する検討会の検討結果及び労災認定について」という資料です。

まず1つ目の枠、「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」についてで、一つ目の丸の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」では、放射線業務放射線業務従事者に発症した甲状腺がんの労災請求がなされたことを受け、放射線業務が甲状腺がんの

原因かどうかを判断するため医学文献を収集し、検討を行った上で、現時点の医学的知見を報告書として取りまとめました。それがお手元にある資料6の報告書でございます。分厚いので中身は全部見ませんが、要は、この報告書に何が書いてあるかといいますと、丸の2つ目です。当該報告書を踏まえた甲状腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下3点になります。まず、被ばく線量が100mSv以上であること、2つ目が放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上であること、3つ目、リスクファクターとして放射線被ばく以外の要因、多産、人工閉経、ヨウ素摂取等についても考慮する必要があること、という、検討会の報告は主にこの3つが最終的には記載がされています。実際に、丸の3つ目で甲状腺がんに係る労災請求がなされましたので、検討会でこの報告書に基づいて検討した結果、業務上外(業務上であるか、業務外であるか)の判断を行いましたと。

次の四角の検討結果についてというところを見ていただきますと、今年の12月15日に厚生労働省のほうでこの検討会が開催されまして、実際に検討結果として東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した甲状腺がんについて業務上という結論に至りました。翌日の16日に福島労働局管内の労働基準監督署において業務上の決定を行っております。

3つ目に労災認定された事案についてということで、個人情報保護の観点で最低限の情報だけということで御了承いただきたいのですが、労働者は40代の男性であること。平成4年の4月から平成24年4月の20年1カ月の間放射線業務に従事している方だったということ。括弧で、東電福島第一原発事故後の緊急作業は平成23年3月から平成24年4月の1年2カ月間のあいだ、その方はそこで従事されておりました。従事した作業の概要は、原子力発電所における原子炉の運転・監視業務及び緊急作業ということで、この方の被ばく線量は149.9mSvでございました。うち、この緊急作業、1年2カ月の緊急作業中に被ばくした被ばく線量が139.12mSvです。ですので、ほとんどこの方は高線量の被ばくをされていますが、復旧作業において被ばくをされた方ということでございます。以上の基準に基づきまして労災の認定をさせていただきました。

一番最後のところで、これまでの原発労働者の労災認定状況に関しては、原発労働者に係る放射線被ばくによる「がん」の労災認定は、これまで15件です。内訳は以下のようになっております。福島第一原発の事故後の労働者に関して発症して労災認定されたという方はこれで3件目です。今まで白血病が2件労災認定をされておまして、今回、甲状腺がんが認定されて、合計3件ということになります。

これは厚生労働省のほうでもプレスリリースをしているのですが、この100mSvという基準というのは、必ずしもこれを超えたから甲状腺がんを発症するというものではないです。我々としても労働者保護の観点かつ迅速で公正な給付の観点から一定のラインを引いております。その上で認定をさせてもらったということですので、この方の甲状腺がんと放射線業務の従事の医学的な因果関係が証明されたものではないということを念のために付け加えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○石田委員

御説明ありがとうございました。今のお話を聞いていてよくわからなかったのですが、最初が一番上の検討会についてという報告の中での結論は、「業務上外を判断」と書いてあります。それで、その下の検討結果については「業務上との結論」というふうな形で書いてあるのですが、このつながりがよくわからないのですが、上では業務上外と言っているのに、なぜ業務上ということでの結論になったのか、そのところをもう少し説明いただけないでしょうか。

○福島労働局

すみません。少し説明が不足して申し訳ございませんでした。まず、最初の上のところは、甲状腺がんと労災、放射線業務と甲状腺がんの発症というのは、今まで我々のほうで基準というものがなかったので、まず最初に検討会で報告書をまとめ、その中で労災の考え方を示したというものです。更に同じ検討会で、個別事案、この報告書をつくった考え方に基づいて、この個別事案について中身を検討して業務上か業務外かということをやって、業務上であるという判断をしました。1つ検討会の中で報告書をつくるということと、その報告書に基づいて業務上外の判断を行ったという、2つのものが含まれているという内容になっております。このような趣旨でよろしかったでしょうか。

○石田委員

業務上と結論づけた理由がよくわからないのですが。

○福島労働局

丸の2つ目に、まず最初に報告書をまとめましたというところで、甲状腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおりというところがあると思うのですが、ここが、まず報告書の中でいろいろな医学的な文献を集めて、どの程度であれば労災としてまず認める基準なのかというものを取りまとめております。その上で、今回請求が出てきている事案に関して、同じ検討会でこの報告書の中にあるこの基準を満たすかどうかということ、同じ検討会の中でそれに照らし合わせたところ、業務上だろうという流れで決めたということなのでございますけれども。

○石田委員

この上の2番目の丸のところ、括弧で1、2、3のうち100mSv うんぬんというものがありますけれども、結局それに該当する事案であったので、その2つ目の中で業務上と結論づけたと、そういうことですか。

○福島労働局

そういうことでございます。

○石田委員

なるほど。上と下で結論が違っているのですが、どうしてそうなったのかわからなかったのですが。

○福島労働局

すみません。同じ検討会の中で報告書をつくるということと、業務上の検討をしたという2つが入ってしまっていて、箱を分けたのは確かにおかしいかもしれませんが、同じ検討会の中でやられているという認識ということでございます。

○石田委員

わかりました。ありがとうございます。

○宍戸委員

委員会で被ばく線量が100mSv以上というふうに記載されているようですが、これは甲状腺の等価線量で100mSvというふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも全身被ばくが100mSvだというふうに考えていいのでしょうか。どちらなのでしょう。

○福島労働局

全身で計測しているものを提出いただいて、それに基づいて判断をしております。

○宍戸委員

甲状腺の等価線量に関しては、特にどのくらいというめどはないのですか。

○福島労働局

事案によってその数字はいただいておりますけれども、労災認定の基準としては、全体の線量が100mSvかどうかで判断するということになっております。

○宍戸委員

とすると、この該当した人は甲状腺等価線量がどのくらいだったということはあまり議論されなかったということなのではないでしょうか。あるいは逆にいうと、甲状腺等価線量が100mSvを超えているのに全身被ばくが100mSvに達しない、要するに内部被ばくを考えたときに、全身被ばくが100mSvに達しないのに、等価線量が100mSvを超えることもある、そういうことも想定しなければいけないのかなという気がしているのですが、そのところの議論はなかったのでしょうかということなんです。

○福島労働局

内部被ばくとかヨウ素の関係とかというのは細かな数値を検討会にかけておりますので、その点は当然その議論をされていると思います。ただ、労災認定にあたっての基



準というのは幅広く出すものですから、その基準として示すのはこの全体の被ばく線量というところに線を引いてその基準を示しているということです。当然、全ての事案がこの検討会にかけられて、業務上外の検討を行われますから、内部の被ばくとかそのような等価線量という話は当然その中で出てきておりますし、3つ目のリスクファクターとかそういったものに関しても、当然それぞれの事案で判断をしていくというものになっております。

○宍戸委員

このリスクファクターがある場合は除きますよということですよ、3番目は。

○福島労働局

そうです。

○宍戸委員

だから甲状腺の等価線量の100mSvを超えるか超えないかという話とは全く関係なくて、私が心配しているのは、全身被ばくが少ないのに等価線量だけ高いという場合もあり得るのではないかなど、高いというか100mSvを超えるということはあり得るのかなという気はしていたので、そこが含まれるのかどうかというのが、私もこの厚い資料(資料6:参考資料)を全部読んだわけではないので理解できなかったのですけれども、この文章からだけだとそういうふうにとられてしまうものですから、たぶん、すぐには答えが出ないのではないかと思うので、ぜひその辺のところは教えていただければと思います。

○福島労働局

そうですね。もちろん、一応、その基準というのは示して、必ずこれに合っていないと労災認定されないというわけではなくて、当然、その個別事案ごとに、おっしゃられるようなケースも想定されますから、それは検討会の中で当然考えていくことだと思いますが、一律の基準としてはまずこれを出した上で請求をいただいて、個別に判断していくという流れで今後も電離放射線と労災の認定に関してはそのような手続きで行っていくというふうになっております。

○宍戸委員

このケースに関しては新聞なんかを見ると内部被ばくは確か数十mSvだと書いてありましたので。

あと、もうひとつは、被ばくから発症まで5年以上というふうに書いてありますけれども、被ばくから5年というのは100mSvを超えた時点で5年なのか、最初の被ばくから5年なのかというのがちょっとわかりにくかったということと、この人は計算すると5年たっていないような感じですが、発症まで。それも個別に勘案して認定したというこ

となのでしょうか。

○福島労働局

我々が言う被ばく開始後5年というのは、最初に放射線業務に従事したときからという起算をしておりますから、この方は22年ということなので、最初から取っておりますので、最初に放射線被ばくの業務に従事したところから起算する、5年という基準でございます。

○宍戸委員

そこはちょっと私はわからなかったのですが、100mSvを超えたところから、発がんのリスクが高まったところから5年経たなければという考えがあるかなと思ったものから、そこはわかりました。その辺のところ、どこかに記載されているわけですね、スタートから、被ばくが始まったところから5年ということなのでしょう。この文章だけからだとちょっとわかりませんが。

○福島労働局

すみません。それはたぶん説明が悪かったのかもしれませんが、我々の認識としては、当然、業務に従事したときから5年間かどうかというところで見るということになっておりますので、報告書にそこまで書いてあるかどうかは私も詳しくは見ておりません。

○宍戸委員

それがこの世界の常識だということなのでしょう。そういうふうに判断していると、考えてよろしいということなのでしょう。

○福島労働局

我々の労災補償の行政ではそのように考えるということに間違いございません。

○宍戸委員

(従事した期間が)長い人も結構これから出てくると思います。わかりました。ありがとうございます。

○長谷川委員

今の件で、労災認定に関してどうのこうの言うつもりは全くありません。労働者保護で非常に甘くしてやられる、これは大いに結構なことだと思います。ただ、県民の立場からしますと、これは東電さんをお願いなのですが、この被ばく量、例えば今の139いくらか、そういう数値が本当にどの程度の確度だったものかと。特に3.11直後の、1カ月ぐらいのところは、ある程度直接測定ではなくて見積もったり、あるいはホールボディなんか不十分だったりした、そういう被ばく量も入っていると思うんですね。こ

の部会の第1回の資料を見ますと、その時点での考え方というものがよく書いてあるのですが、それを再確認されているかどうか。ある程度被ばくされた方です。そのときの見積もりでどうだったのか、正しかったのかどうかとか、それからその後、例えば内部被ばくが多かった人の見積もりをされた、その後、例えばホールボディだとか、あるいは尿検査とか、何かもし行っておられるなら、それはどういうふうになっていたのかとか。要するに、もう一度、5年以上と6年目にかかる、それからこういうふうな労災認定もあるし、やっぱり県民の方は不安に思われるんですね。労働者保護とは言いながら、何かちょっと不明なところがあるのではなかろうかと思われることもありますので、もう一度そのときの再確認をしていただいて、その後の進展とか、あるいは再評価されたのであればそういうことも含めて1回まとめて主要な点を次にでも御説明いただければと、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○東京電力ホールディングス

御質疑ありがとうございます。担当は、放射線管理部門でございますけれども、担当の者に伝えて次回以降御報告させていただきたいと思っております。お願いいたします。

#### ○議長

それでは、ただ今の報告事項につきましては、今ほどの件はまた次回以降という形でお願いしたいと思っております。

まとめとしましては、福島労働局におかれましては、作業員の被ばく線量低減など作業環境の改善に向けて、引き続き東京電力をしっかりと御指導等お願いしたいと思っております。また、東京電力におきましても、今後は高線量下での作業が増加するといったことも想定されますので、引き続き作業員の被ばく線量の管理についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは本日の議題につきましては以上となります。皆様よりその他で何か御意見等ありましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。なければ本日の議事はこれで終了いたします。皆様には議事の進行に御協力いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

——閉　　会——

#### ○事務局

本日も皆様からさまざまな御意見、御質問をいただきましたが、追加の御意見等がございましたら、2月1日の水曜日まで事務局へ御連絡いただくようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。皆さん気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

(以　上)